

VIII 平常時の活動

災害時に適切に行動するためには、平常時からの準備が重要です。平常時にできていないことを災害時に行うことはできません。ここでは平常時に準備しておくこと、心がけておくことを記載しました。

なお、発災時は参集できた職員が若手のみであっても、役割分担をして業務を行わなければなりません。そのため保健師等の専門職をはじめとして、所属の全ての職員が、災害時保健活動について理解しておくことが必要です。

内容

1	災害時保健活動のための体制整備	96
	（1）災害時保健活動マニュアルの作成・更新	96
	（2）研修企画又は参加・訓練の実施	96
	（3）必要事項の確認・物品等の準備	96
2	災害時を想定した保健活動の展開	97
	（1）関係機関・地域の関係者との連携	97
	（2）要配慮者・避難行動要支援者の把握・支援体制の整備	97
	（3）災害時を意識した健康教育	98
	〔参考〕青梅市の取組（モデル事業）	99

1 災害時保健活動のための体制整備

(1) 災害時保健活動マニュアルの作成・更新

本ガイドラインのⅩ章「マニュアル作成手順」を参考に災害時保健活動マニュアルを作成し、具体的に準備をしておきましょう。マニュアル作成のプロセスを通して、発災時の庁内保健師の連携体制を確認するとともに、お互いの日頃の業務・支援対象についての理解を深めることも重要です。

マニュアル作成については、まずは雪害や土砂災害など、限局した災害が生じやすい地区がどこにあるのか防災マップを確認する、その地区の要配慮者・避難行動要支援者を確認する（マッピングするなど）、地域保健関連情報【様式1】をまとめることから優先して取り組みましょう。

マニュアル作成後は、毎年下記ア～ウの更新を行うとともに、地域防災計画の更新についても確認しましょう。

ア 役割分担

年度が替わったら「リーダー保健師」「リーダー補佐保健師」「高齢・障害・子供主管課の窓口保健師」の役割分担を更新

イ 地区別の地域保健関連情報【様式1】の更新

ウ 避難所一覧・関係機関リスト等の更新

(2) 研修企画又は参加・訓練の実施

災害に対応できる能力を向上させるため、継続的に研修や訓練を行いましょう。

まずは、HUG（避難所運営ゲーム）やクロスロードなど災害を想定したシミュレーションに取り組む、災害時の保健活動に関する体験談を聞くなどの研修を行い、災害時のイメージの共有を図りましょう（研修の企画については保健所に相談することも可能です。）。

また、職場内や庁内で机上訓練を行い、マニュアルの内容を定期的に見直すことや、住民が参加する自治体の防災訓練等に参加し、地域防災計画に沿った活動について理解を深めることなどが重要です。

さらに保健師の自己研さんとして、ガイドラインや文献の読み合わせ、DVDによる学習などにより必要な知識や技術を再確認します。

(3) 必要事項の確認・物品等の準備

必要となる様式や物品等の準備も平常時に行いましょう。

- ・ 「携行品・必要物品チェックリスト」【様式8】を参考に必要物品を準備しましょう。
- ・ 保健活動（健康調査・健康教育等）に必要な様式・資料を準備しておきましょう。
- ・ 職員の連絡網、保健衛生・福祉・防災主管課の連絡先一覧等も準備しておきましょう。

2 災害時を想定した保健活動の展開

日々の個別支援活動、関係機関との連携、担当する事業で行う健康教育、地域診断など、平常時の保健活動が災害時保健活動にも反映されます。平常時においても、災害時に起こりうる地域の状況や健康課題を意識して保健活動を行いましょう。

(1) 関係機関・地域の関係者との連携

災害時保健活動を展開するためには、保健・医療・福祉の様々な機関との協力や、民生児童委員など地域の関係者との連携が必要になります。平常時の業務を通じて地域の関係機関の役割や特徴を把握し、顔の見える関係づくりを心がけましょう。

(2) 要配慮者・避難行動要支援者の把握・支援体制の整備

要配慮者のうち、避難行動要支援者については、市町村ごとに対象を「要介護3以上の方、身体障害者手帳1級・2級の方」など計画に定め、名簿を作成・更新することとなります（VI章を参照）。特に人工呼吸器使用患者など、医療ニーズの高い方については災害時個別支援計画を作成し支援します。

しかし、避難行動要支援者の要件に該当しない場合であっても、発災時に支援を必要としたり、医療ニーズの高い方もいます。

これらの方の平常時の把握の方法として、下記の方法についても検討し、対象者リストを定期的に更新し、停電等にも対応できるよう紙媒体でも保管しましょう。

ア 妊産婦・乳児

妊産婦・乳児の把握のため、既存のリスト等を活用し、随時更新を行いながら、避難所への避難者が地区別にどの程度の規模になるか確認しておきます（例えば、妊娠届出書受理月別のリスト・システム等により把握できる分娩予定者・こんにちは赤ちゃん訪問対象者リスト・3～4か月児健康診査対象者リスト等を活用し、月別の分娩予定者の把握・出産病院の把握・毎月の満1か月児頃の対象者把握・毎月の満3か月児頃の対象者把握をする等）。

イ 人工透析患者

人工透析患者は、前回の透析から48時間程度で次の透析を受ける必要があるため、迅速な対応を必要とします。身体障害者手帳1級の方は避難行動要支援者に該当しますが、身体障害者手帳の名簿には他の障害の方も含まれているため、内部障害認定や医療費助成のデータから人工透析患者・医療機関をリストアップします。医療保険制度としては「医療保険の長期高額疾病（特定疾病）制度」、医療費助成制度としては「自立支援医療（更生・育成医療）制度」、「小児慢性特定疾患医療費助成制度」、「東京都の規則による難病医療費助成制度（人工透析）」等があります。

ウ 在宅療養患者等

がんなどの疾病により在宅医療を受けている方、医療的ケアを要する障害児者などについては、「日常生活用具給付事業」の対象者リスト、あるいは訪問看護ステーション等との情報交換などから把握します。

(3) 災害時を意識した健康教育

災害発生時に住民自らが健康を守る（自助・共助）ことができるよう、必要なことを健康教育としてなどさまざまな機会を利用して住民に伝えましょう。

ア 食品・医薬品・衛生用品等の備蓄・準備

災害発生後、支援体制が整うまでの少なくとも3日分の食品（乳幼児・アレルギー・高齢者に配慮した食品は必須）・水・医薬品（慢性疾患の内服薬・常備薬とお薬手帳）・衛生用品（オムツ等）の準備が必要であることを伝えます。

イ 災害時の疾病予防・健康の保持増進

災害発生時に起こりうることについて、感染症・食中毒の予防、深部静脈血栓症／肺塞栓症（エコノミークラス症候群）の予防、生活不活発発病の予防、メンタルヘルス、便秘の予防などについて伝えます。

啓発のための資料についてはⅤ章「保健活動の内容とポイント」をご覧ください。



【参考①】東京都「東京防災」平成27年9月1日

<http://www.metro.tokyo.jp/INET/OSHIRASE/2015/08/20p8l300.htm>

東京の地域特性や都市構造、都民のライフスタイルなどを考慮し、災害に対する事前の備えや発災時の対処法など、今すぐ活用でき、いざというときにも役立つ情報を分かりやすくまとめた完全東京仕様の防災ブックです。

【参考②】西多摩保健所「ほけんじょだより」

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/nisitama/tiiki/dayori.html>

➤ 2016年3月号

「いざという時のために！自宅でできる災害時の備え～食の備蓄について」

➤ 2016年11月号

「いつ起こるかかわからない災害！災害時の避難生活に備えましょう」

〔参考〕 青梅市の取組（モデル事業）

本ガイドラインを作成するにあたり、モデル事業として青梅市にご協力いただき、青梅市マニュアル案も並行して作成しました。青梅市でのマニュアル案作成の流れを紹介します。

- (1) マニュアル作成部会（平成27年9月～平成28年12月）
 - ・健康課の保健師・係長（事務職）がモデル事業担当となり、保健所とマニュアル作成部会を設置、月1回のペースで内容を検討
 - ・平成26年2月の大雪の際の孤立地区への保健活動の経験を踏まえ、保健活動で使用する様式の検討からマニュアル作成に着手
 - ・庁内関係者連絡会での検討を経てマニュアル案作成
- (2) HUG研修（平成27年8月）

災害時の状況をイメージするため、保健師を含む健康課職員が集まり、HUG研修を実施
- (3) 要配慮者に関するヒアリング（平成27年10月～11月）

要配慮者対策の状況を把握するため、障がい者福祉課、高齢介護課へのヒアリングを実施するとともに、マニュアル作成への協力を依頼
- (4) 8市町村等職員支援研修（平成27年12月）

保健所が開催した研修に健康・高齢・障害主管課の保健師、事務職、管理栄養士、歯科衛生士が参加し、災害時保健活動のイメージを共有
- (5) 災害時保健活動に関する庁内関係者連絡会（平成28年2月10日開催）

保健師が各部署に分散配置となっている中で、要配慮者対策など一つの部署では完結できない課題があることから、保健所・健康課から各部署に呼びかけ開催

参加者	災害時の保健活動（主に要配慮者対策）に関わる部署（健康・高齢・障害・子供主管課）の保健師・事務職員、市防災課職員（講師）
内 容	<p>(1) 市防災課職員による講義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の避難行動と職員の役割 ・災害時要配慮者と避難行動要支援者 等 <p>(2) グループワーク「地震発生から1週間の避難所」</p> <p>提示された事例について「個人や家族の困りごと、必要なこと」、「平常時からの準備」について話し合う。</p>

《参考》連絡会の中で示した事例・イメージ

- 直後：外傷等の事例
- 2日目：要介護高齢者事例
- 3日目：内服薬を切らした人
- 6日目：虐待疑いの事例
- 7日目：避難生活の影響による認知症の悪化事例
- 8日目：在宅の被災者

発災から24時間以内の避難所
(Aさん家族)

夫のけがと子供の寒さが心配。何も持って出られなかった。
(服がぬれて寒さに震えている)

足がとても痛い。

さむい、おなかがすいた。

エーン エーン

- > Aさん夫婦が4か月と5歳の子供を連れて逃げてきました。
- > 土砂崩れのため家の中にも泥が入り、腰まで泥で汚れています。父親は途中で落石に会い、頭と足にけがを負っています。何とか歩いてきましたが、足は出血し痛みがひどい様子です。

(6) マニュアル素案に対する意見照会（平成28年9月）

保健所と共同で作成したマニュアル素案について、関係部署（防災課・高齢介護課・障がい者福祉課）に意見照会を実施

(7) 災害時保健活動に関する庁内関係者連絡会（平成28年10月）

災害時の基本的事項を確認するとともに、マニュアル素案に対する意見交換を行い、記載内容、各部署間の連携方法や今後の作業手順について共有

参加者	災害時の保健活動（主に要配慮者対策）に関わる部署（健康・高齢・障害主管課）の保健師・事務職員、市防災課職員（講師）
内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市防災課職員による講義 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設・運営 ・災害時要配慮者と避難行動要支援者 等 (2) 西多摩保健所による報告 <ul style="list-style-type: none"> ・熊本地震（派遣時の避難所・町保健師の状況を中心に） (3) 意見交換「青梅市災害時保健活動マニュアル素案」について <ul style="list-style-type: none"> ・事前意見照会結果 ・風水害時の対応及び他課との連携について 等